

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 34 | 母子保健事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

母子保健事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和4年1月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 母子保健事務 |
| ②事務の概要 | <p>母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るため、健康診査や保健指導等を行う。</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①妊産婦の健康の保持・増進に関すること: 妊娠届出(保健センター窓口又はサービス検索・電子申請機能での受理)や母子健康手帳交付状況、妊産婦の保健指導等に関する事項の管理。</p> <p>②新生児、乳幼児の健康の保持・増進に関すること: 乳児家庭全戸訪問や新生児訪問、乳幼児健康診査、乳幼児保健指導等に関する事項の管理。</p> <p>③各乳幼児健康診査の受診案内(郵送及びマイナポータルのお知らせ機能での通知)や母子保健・育児支援情報提供。</p> <p>④乳幼児健康診査等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間等での情報連携。</p> <p>⑤本市の母子の健康づくりに資するための統計情報処理。</p> |
| ③システムの名称 | ・母子保健システム ・健康基本情報システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 母子保健情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号及び第11号 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項) [主務省令]第30条第1号チ、第2号、第3号チ、第38条の3第1号から第7号</p> <p>2. 情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康診査」が含まれる項(69の2項) [主務省令]第38条の3第1号から第7号</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課 |
| ②所属長の役職名 | 子ども育成課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7612 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [10万人以上30万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年9月30日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|---|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|-----------------------------------|--|--|------|--------------|
| 平成28年10月28日 | I 3 法律上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の49の項 | 番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号 | 事後 | |
| 平成28年10月28日 | I 4 ②法律上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2項) | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2項) [主務省令]第30条第7号 | 事後 | |
| 平成28年10月28日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成28年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成28年10月28日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成28年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年10月20日 | I 4 ②法律上の根拠 | [主務省令]第30条第7号 | [主務省令]第30条第8号 | 事後 | |
| 平成29年10月20日 | I 1 ②事務の概要 | ①妊産婦の健康の保持・増進に関すること:妊産婦届出や母子健康手帳交付状況、妊産婦の保健指導等に関する事項の管理。 (②省略) ③各乳幼児健康診査の受診案内や、母子保健・育児支援情報提供のための個別通知。 (④省略) | ①妊産婦の健康の保持・増進に関すること:妊産婦届出(保健センター窓口又はサーバー検索・電子申請機能での受理)や母子健康手帳交付状況、妊産婦の保健指導等に関する事項の管理。 (②省略) ③各乳幼児健康診査の受診案内(郵送及びマイナポータルのお知らせ機能での通知)や母子保健・育児支援情報提供。 (④省略) | 事後 | |
| 平成29年10月20日 | I 1 ③システムの名称 | ・母子保健システム ・健康基本情報システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー | ・母子保健システム ・健康基本情報システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・サーバー検索・電子申請機能 | 事後 | |
| 平成29年10月20日 | I 5 ②所属長 | 河合 陽子 | 赤銅 ひな子 | 事後 | |
| 平成29年10月20日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成28年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年10月20日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成28年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年8月27日 | I 5 ②所属長 | 赤銅 ひな子 | 子ども育成課長 | 事後 | 様式変更に伴う所要の変更 |
| 平成31年4月1日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年1月20日 | I 1 ②事務の概要 | (①②③省略) ④本市の母子の健康づくりに資するための統計情報処理。 | (①②③省略) ④乳幼児健康診査等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間等での情報連携。 ⑤本市の母子の健康づくりに資するための統計情報処理。 | 事前 | |
| 令和2年1月20日 | I 3 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号 | 番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号及び第11号 | 事前 | |
| 令和2年1月20日 | I 4 ②法令上の根拠 | 1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2項) [主務省令]第30条第8号 | 1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項) [主務省令]第30条第8号、第38条の3第1号から第7号 2. 情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康診査」が含まれる項(69の2項) [主務省令]第38条の3第1号から第7号 | 事前 | |
| 令和2年1月20日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和1年11月30日 | 事前 | |
| 令和4年1月31日 | I 4 ②法令上の根拠 | 1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項) [主務省令]第30条第8号、第38条の3第1号から第7号 | 1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(56の2項、69の2項) [主務省令]第30条第1号、第2号、第3号、第38条の3第1号から第7号 | 事後 | |
| 令和4年1月31日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和1年11月30日時点 | 令和3年9月30日時点 | 事後 | |
| 令和4年1月31日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年1月31日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 堺市 市長公室 広報部 市政情報課 | 堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 | 事後 | 組織変更に伴う課名変更 |